

我が国の計量規制の歴史と変遷

1891年(明治24年) 度量衡法制定(近代的度量衡制度)	尺貫法とともにメートル法を公認。「尺と貫」を基本とする。 営業に使用する計量器を検定対象とし、製造事業者・販売事業者は免許制
1910年(明治43年) 電気測定法制定	電気計器の検定開始
1921年(大正10年) 度量衡法改正	メートル法への統一を規定。「メートル」、「キログラム」を基本に
1951年(昭和26年) 計量法制定	度量衡法に比べ、単位の対象を拡大(度量衡中心 熱量、濃度等も加える)、メートル法の推進
1959年(昭和34年) 計量法改正	一般の商取引をメートル法に統一
1966年(昭和41年) 計量法改正	土地・建物の取引もメートル法に統一
1966年(昭和41年) 計量法改正(明治以来の計量器規制改正)	電気測定法との統合。規制対象計量器の削減、販売事業を許可制から登録制へ
1993年(平成5年) 計量法全面改正(現行計量法の制定)	計量単位の国際単位系(SI単位)への統一 指定製造事業者制度の導入 トレーサビリティ制度(JCSS制度)の導入
2000年(平成11年) 計量法改正(地方分権一括法改正)	計量法上の地方自治体の事務を機関委任事務から自治事務・検定等業務へ 地方自治体職員の計量教習の受講義務の廃止
2000年(平成11年) 計量法改正(中央省庁等改革一括法改正)	行政組織、審議会規定等の見直し
2001年(平成12年) 計量法改正(基準認証一括法改正)	指定機関の公益法人要件の撤廃 JCSS階層制の導入
2002年(平成13年) 計量法改正(MLAP制度の創設)	ダイオキシン等極微量物質の正確計量のためのMLAP制度の創設
2003年(平成15年) 計量法改正(公益法人一括法改正)	JCSS「認定」事業者制度を行政の裁量の余地のない「登録制」へ